

後期高齢者医療保険料徴収猶予・減免申請チェックシート

被保険者番号：_____

被保険者氏名：_____

1. 災害（震災、風水害、火災）により、住宅・家財等について著しい損害を受けた場合
（条例第 17 条第 1 項第 1 号）（条例第 18 条第 1 項第 1 号）

チェック	提出する書類
※ ☐	保険料減免申請書
※ ☐	官公庁が発行する 災証明書
※ ☐	保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
※ ☐	家屋の評価額がわかる書類 （ 固定資産税課税台帳 や 課税明細書 など）
☐	補償金等がある場合は、補償金等の 支給決定通知書 の写し
☐	家財に関する 損害財産一覧申立書

※がついている書類は必ず添付してください。ただし家財のみの損害の場合、「家屋の評価額がわかる書類」は提出不要です。

【災害の被害認定基準】

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
損害基準判定	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満
☐	資産の損害率が 30%以上の場合に減免の対象になります。					

2. 世帯主の死亡又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院したことにより、収入が著しく減少した場合（条例第 17 条第 1 項第 2 号）（条例第 18 条第 1 項第 2 号）

チェック	提出する書類
※ ☐	保険料減免申請書
※ ☐	同意書
※ ☐	☐ 長期間の入院（91 日以上）…（ 医師の診断書 や 入院計画書 など） ☐ 重度障害…（ 障害の度合いがわかる書類 や 障害者手帳の写し など）
※ ☐	今年の収入（見込み）額が分かる書類 （ 給与所得の源泉徴収票 や 給与明細書 や 確定申告書 の写し など ） ☐ 前年の所得と比較して 30%以上減少している場合に減免の対象になります。

※がついている書類は必ず添付してください。

3. 被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合（条例第17条第1項第2号）（条例第18条第1項第3号）

チェック	提出する書類・確認事項
※□	保険料減免申請書
※□	同意書
※□	☐ 事業の休廃止 … 公的機関（税務署 や 保健所など）への休業または廃止の届出書の写し、または休業や廃業を確認できる書類 ☐ 休職 … 休職証明書 ☐ 失業 … 離職票 や 雇用保険受給資格者証明書 など
□	☐ 傷病が原因の離職の場合、傷病により就労困難であることが明記された医師の診断書
※□	今年の収入（見込み）額が分かる書類 （給与所得の源泉徴収票 や 給与明細書 や 確定申告書 の写し など） ☐ 前年の所得と比較して30%以上減少している場合に減免の対象になります。
□	定年退職や自己都合による退職は保険料減免の対象になりません。
□	前年に譲渡所得又は一時所得があり、今年はそれらの所得がないことで今年の総所得金額等見込み額が著しく減少した場合は、保険料減免の対象になりません。

※がついている書類は必ず添付してください。

4. 被保険者又は世帯主の収入が、干ばつ等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合（条例第17条第1項第4号）（条例第18条第1項第4号）

チェック	提出する書類・確認事項
※□	保険料減免申請書
※□	同意書
※□	保険料徴収猶予・減免申請被害状況調査票
※□	農業共済組合または農業協同組合等が発行する被害証明書等
※□	今年の収入（見込み）額が分かる書類 （給与所得の源泉徴収票 や 確定申告書 の写し など） ☐ 平年の農作物の収入額と比較して30%以上減少している場合に、減免の対象になります。
□	補償金等がある場合は、補償金等の支給決定通知書の写し

※がついている書類は必ず添付してください。

5. 特別な事情（刑事施設等に拘禁された/東日本大震災による避難 など）がある場合
（条例第18条第1項第5号）

チェック	提出する書類
※□	保険料減免申請書
※□	☐ 刑事施設等に拘禁されていた場合… 在監証明書 など ☐ 東日本大震災の避難者である場合… 被災証明書 の写し など ☐ その他 特別な事情があることを 証明する書類

※がついている書類は必ず添付してください。